

生駒市規則第 16 号

生駒市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市契約規則の一部を改正する規則

生駒市契約規則（昭和 39 年 4 月生駒市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本市公報（掲示）」を「掲示その他の方法」に改める。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

令第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告は、少なくとも入札期日（電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）にあっては、入札期間の末日をいう。）の 10 日前までに掲示その他の方法をもってしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を 5 日までに短縮することができる。

第 4 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（電子入札により市の公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「市有財産売却システム」という。）による入札にあっては、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10）」を加える。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 市有財産売却システムを管理する事業者の保証

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 市有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

第 8 条第 1 項中「直ちに」を「速やかに」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、予定価格を事前に公表する場合は、予定価格を記載した書面を封書にしないことができる。

第10条に次の1項を加える。

- 2 電子入札に参加しようとする者は、前項の規定にかかわらず、当該電子入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から当該入札書に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により作成し、指定の日時までには、市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、入札しなければならない。

第13条第3項を削る。

第16条の見出し中「入札保証金」を「入札保証金等」に改める。

第17条第1項中「徴さなければならない」を「徴するものとする。ただし、契約の性質又は目的によりその必要がないと認められるものについては、この限りでない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

第19条第1項後段を削る。

第21条第1項中「100分の10」の次に「（市有財産売却システムによる入札に係る契約にあつては、当該入札に係る予定価格の100分の10）」を加える。

第21条第2項第1号中「第4条第2項各号」を「第4条第2項第1号から第5号まで」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 財産の売払いに係る契約において納付した契約保証金は、前項の規定にかかわらず、契約者からの申出により売払代金に充当することができる。

第24条第2項中「様式第2号により」を削る。

第24条第4項中「様式第3号により」を削る。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

(売払代金の完納時期)

第27条 財産の売払代金は、法令に特別の定めがある場合のほか、その引渡しの時まで又は所有権の移転の登記若しくは登録の時までに完納させなければならない。ただし、官公署との契約については、この限りでない。

様式第1号から様式第3号までを削る。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。ただし、第17条に1項を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。